

Abeanary 通信

～トピックス～

1. 暦年贈与信託による生前贈与
2. 税務カレンダー（2025年8月、9月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介

経営者の名言シリーズ

やってみなはれ。やらなわからしまへんで。

鳥井信治郎（サントリー創業者）

※経営者100の言葉より引用

暦年贈与信託による生前贈与

※記事提供元：ゆりかご倶楽部「税務会計トピックス」

生前贈与は相続財産を減らせることに加え、子や孫の若い世代に相続前から財産を有効に活かしてもらうことができます。

◆生前贈与加算期間は7年以内に延長

暦年贈与は毎年110万円まで基礎控除を受けられます。令和6年1月1日以後の贈与について相続税の課税価格に加算される生前贈与は、相続開始前7年以内（改正前は3年以内）の贈与となりました。ただし、令和8年12月31日までの贈与の加算対象期間は3年間に据え置かれ、以後、毎年1年ずつ延長されて、令和13年1月1日の贈与から7年間となります。

また、延長された4年間に贈与により取得した財産の価額について、総額100万円まで加算対象外となります。

◆暦年贈与信託を生前贈与に活用

暦年贈与に信託銀行が扱う暦年贈与信託を利用することもできます。贈与者は金銭信託で委託者兼受益者となり、信託銀行は受託者となって、毎年、贈与を受ける親族、贈与時期、贈与金額を決めると信託銀行が贈与の手続きを贈与者、受贈者に取り次いでくれます。贈与者はあらかじめ贈与したい複数の親族を候補者として選定しておき、普段は信託財産として運用益を受益者として享

受し、贈与のときは、毎年、候補者の中から贈与したい相手の親族を選び、贈与したい金額を決めます。信託銀行は書面で贈与者と受贈者の意思の合致を確認した後、信託財産から贈与する金額を送金します。

贈与税は基礎控除額110万円を控除した額に課されます。信託銀行の取扱商品によっては、贈与者が受益者のまま贈与するもの、贈与時に受益者を受贈者に変更して贈与とするものもあるようです。

◆連年贈与、定額贈与には注意！

暦年贈与で毎年、定額の贈与を継続した場合、贈与額の合計額について課税リスクが生じます。国税庁は、例示として毎年100万円ずつ10年間の贈与があらかじめ当事者間で約束があり、贈与が定期金給付契約の締結によるものとされた場合、契約した年に贈与額全体について贈与税を課すとしています。暦年贈与信託では、毎年、受贈者を候補者から選定し、贈与の有無、贈与額を決めることができますが、贈与の際は贈与課税について注意が必要です。

また、贈与には子や孫に資産を早期に移転することで、その生活スタイルを贈与に依存させてしまう側面もあることにも留意しましょう。

2025年8月の税務

8月12日

●7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月1日

●6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

●個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

○個人事業税の納付(第1期分)(8月中において都道府県の条例で定める日)

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)(8月中において市町村の条例で定める日)

2025年9月の税務

9月10日

●8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月30日

●7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

おススメ書籍のご紹介

医者が教える疲れしない人の脳



ジャンル 健康・フィットネス

著者 有田秀穂

出版社 三笠書房

出版日 2025年04月05日

評点

総合

3.5

★★★★☆

革新性

3.0

★★★★☆

明瞭性

4.0

★★★★★

応用性

3.5

★★★★☆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



朝すっきり起きられない。なんとなく体が重い。やる気が出ない——。そんな“なんとなく不調”が続く人に、ぜひ一読を勧めたいのが本書である。

本書では、「脳疲労」に着目し、なぜ休んでも疲れが取れないのか、なぜ眠れないのかといった現代人の悩みの正体と解決策を、脳科学の視点から見ていく。キーワードは「セロトニン」「オキシトシン」「メラトニン」だ。どれも難しそうに聞こえるが、丁寧な説明と具体例のおかげで、専門知識がなくとも理解しやすい。

中でも印象的なのは、デジタル機器に依存した生活が、睡眠の質や感情のコントロールにまで悪影響を及ぼすという指摘だ。日中はデジタルを活用しつつ、夜はアナログな過ごし方に切り替える「ハイブリッド生活」をしようという提案には、納得感がある。

慢性的な疲れは単なる休養不足・モチベーション不足ではなく、脳のシステムそのものの問題である——。この事実を知るだけでも、無理に自分を責めず、適切にセルフケアを行おうという意識が芽生えてくるだろう。つい頑張りすぎてしまう人、デジタルデバイスに依存している自覚がある人、ストレスが溜まるとSNSやゲームで解消しようとしがちの人に読んでほしい。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」でご確認ください◆◆◆

株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091